

叙勲・褒章受章者 敬称略

春の叙勲
旭日双光章



島田嘉内
納税
県法人会連合会副会長や
県酒造組合会長を歴任した
後、平成23年から佐野商工
会議所会頭を務める。
各団体において、正しい
納税の指導に尽力。
(田島町)

瑞宝双光章



勅使川原星一
地方自治
昭和20年田沼町に入庁。
平成3年に同町を総務課長
で退職。その後、平成11年
まで同町収入役を務め、54
年にわたり地方自治の発展
に貢献。
(吉水町)

瑞宝单光章



藤掛賢治
鉄道業務
昭和42年東武鉄道に入社。
久喜駅長や草加駅長など
を経て、東武野田線の運転
士・車掌を所管する七光台
乗務管区長を務め退職する
まで、地域の鉄道事業の発
展のために尽力。
(閑馬町)

褒章
藍綬褒章



賣野緑
統計調査
昭和55年から工業統計調
査員など、統計調査員を務
める。
統計功労で昭和59年労働
大臣表彰、平成20年経済産
業大臣表彰を受賞。
(赤見町)

藍綬褒章



高田貴子
更生保護
昭和63年から保護司を務
める。佐野保護区保護司会
理事や佐野市更生保護女性
会長として、更生を手助け
するとともに、地域の犯罪
や非行の予防を図る活動に
尽力。
平成21年法務大臣表彰。
(本町)

藍綬褒章



横塚加代子
調停委員
平成3年から宇都宮家庭
裁判所足利支部家事調停委
員を務め、現在は民事調停
委員を兼務。
紛争当事者双方の間に第
三者が介入して、紛争の解
決を図る活動に長年尽力。
(田沼町)

春の危険業務従事者叙勲
瑞宝双光章



勝政大
消防
昭和37年佐野市消防本
部に入庁。平成12年から
佐野地区広域消防組合消
防本部警防課長兼佐野消
防署長を務め、平成14年
消防司令長で退職するま
で、地域の防災活動に尽
力。
(馬門町)

瑞宝双光章



松島治
本衛
昭和44年陸上自衛隊に
入隊。多数の災害に出動
するとともに、県内通信
地誌調査による防災活動
に従事。通信小隊長で退
官。
(田沼町)

受章された皆様、
おめでとうございます。

窓口では本人確認を
実施しています

本人になりすました第三者からの虚偽の届出や、証明書の請求を防止するため、窓口では本人確認を行っています。

▶対象となる届出・請求

戸籍の届出(婚姻、離婚、養子縁組など)、住所変更、印鑑証明、戸籍に関する証明、住民票の写し、税証明など

▶本人確認書類 ※窓口で提示してください

- ・ 官公署の発行した顔写真つきの身分証明書
(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)
- ・ 顔写真のついていないものは2つ提示してください
(健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳・年金証書など官公署の発行したもの)
- ・ 代理人が申請する場合は、本人の同意書または委任状が必要です
(税証明は本人に代わって家族が申請する場合も同意書などが必要です)

※ご本人の確認が取れない場合、届出・請求などができませんので、窓口にお越しの際は必ずお持ちください

■問合せ 佐野総合窓口課 戸籍・住民票 ☎(20)3016 / 税証明 ☎(20)3031
田沼総合窓口課 ☎(61)1124 / 葛生総合窓口課 ☎(86)4713

届出・証明書などの交付について

東日本大震災の発生に伴い、市役所本庁舎事務室は、昨年11月から東仮庁舎・南仮庁舎に移転しました。

本庁舎窓口で行っていた戸籍や住民票などの各種証明書交付などは、東仮庁舎で行っており、南仮庁舎では行っていません。

また、葛生総合窓口課についても今年1月30日から葛生あくと保健センター事務室に移転しましたので、葛生庁舎葛生総合窓口課で行っていた戸籍や住民票などの各種証明書交付などは、すべて葛生あくと保健センター事務室で行っています。

(東仮庁舎)

〒327-0831 佐野市浅沼町798 (文化会館北側) ☎(24)5111 (代表番号)

(葛生あくと保健センター)

〒327-0525 佐野市あくと町3084 ☎(86)4713 (葛生総合窓口課)

人権擁護委員 (敬称略)

(平成24年6月1日現在)

お名前	お住まい	電話番号
藤波 一博	村上町	☎(22)7272
猪脇 満夫	大和町	☎(22)0273
亀田 四郎	富士見町	☎(85)4241
熊倉セツ子	黒袴町	☎(23)4603
田沼 悦子	馬門町	☎(22)0021
秋野 勝三	堀米町	☎(23)1230
大川 博子	本町	☎(22)0054
半谷 昌弘	牧町	☎(85)4588
栗原 哲夫	山形町	☎(65)0848
加藤 敏子	船津川町	☎(24)1248
山崎 光子	栃本町	☎(62)0056
野尻 真弓	田沼町	☎(62)8841

「みんなで築こう 人権の世紀 ~考えよう
相手の気持ち 育てよう 思いやりの心~」

人権擁護委員制度を
ご存じですか？

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。

人権とは、人間が人間らしく幸福に生きていくために、私たち誰もが生まれた瞬間から持っている権利です。

市では、法務大臣から委嘱された次の人権擁護委員の方々が活動して

り、人権問題に関するさまざまな相談に応じています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、人権相談所を毎月開催しています。毎月「広報さの」15日号の相談ガイドに掲載していますので、ご確認のうえお越しください。

■問合せ 人権推進課
☎(61)1227